

第 1015 回 高知市教育委員会 3 月定例会 会議録

1 開催日 平成 20 年 3 月 28 日（金）

2 委員長開会宣言

3 議事 日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 市教委第 11 号 高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

日程第 3 市教委第 12 号 高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について

日程第 4 市教委第 13 号 高知市教育委員会公印規則の一部改正について

日程第 5 市教委第 14 号 高知市運動場条例施行規則等の一部改正について

日程第 6 市教委第 15 号 高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について

報告 第 1012 回 2 月定例会提出議案市教委第 7 号について

市教委第 7 号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について

4 委員長閉会宣言

5 出席者

(1) 委員	1 番委員	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 渕 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	田 中 十糸子
	5 番委員	吉 川 明 男

(2) 事務局	教育次長	小笠原 哲 司
		舩 田 郁 男
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	岡 村 修
	青少年課長	成 岡 賢 一
	総務課長補佐	山 本 正 篤
	学事課長補佐	国 沢 隆
	総務課総務係長	藤 原 哲
	スポーツ振興スポーツ振興担当係長	島 津 卓
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

1 平成 20 年 3 月 28 日（金） 16：04～16：40 （たかじょう庁舎 5 階会議室）

2 議事内容

澤田委員長 ただいまから、第 1015 回高知市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は溝渕委員さん、
お願いいたします。
それでは、議案審査に移ります。日程第 2 市教委第 11 号「高知市教育委員会職員
のうち特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則
の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

総務課長 総務課長の弘田です。
4 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。日程第 2 市教委第 11 号
「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要がある職員の
勤務時間等に関する規則の一部改正について」でございます。この改正の内容に
つきましては、4 ページにあります第 2 条の市民図書館に勤務する職員の勤務時
間のところになります。市民図書館の本館の方では、利用者のサービス向上とい
う観点から、平成 18 年度から「海の日」であるとか、「敬老の日」であるとかの
祝日が図書館の休館日に当たります日に、従前は翌日の火曜日も休館してありま
したものを臨時開館するという試行を重ねてまいりました。その試行で職員の対
応も順調に運用ができるという確認ができましたので、この職員の週休日を正式
に変更するというものでございます。

実際の運用でございますけれども、新旧対照表では教育長が指定する日という
ことで、火曜日もしくは前週の金曜日を休みとして半数ずつの職員の勤務体制で
運営していこうとしていくものでございます。

それから、続きまして第 4 条のところでございますけれども、右側に「削る」
というふうになっていますが、ここの部分につきましては、この 4 月 1 日から高
知市青年センターが指定管理者による管理運営となり、管理運営にかかわります
職員の配置が必要なくなりましたので、職員の勤務体制にかかわる規定の部分
を削除するものでございます。

内容は以上でございます。

澤田委員長 この件に関して質疑等はありませんか。

溝渕委員 第 3 条はどういう内容ですか。

総務課長 第 2 条のほうはその翌日となっておりまして、第 3 条の自由民権記念館のほう
は「教育長が指定する日」となっておりましてけれども、改正後は、図書館のほ

うも「教育長が指定する日」ということになります。第3条のほうも「教育長が指定する日」ということで内容が同じということで、第2条のほうで「以下同じ」というふうに改正いたしまして、第3条のほうは省略するという形を取らせていただきます。

澤田委員長

ほかにございませぬか。

ほかには質疑はないようですので、この件の質疑は終了し、採決に移ります。市教委第11号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よつて、市教委第11号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決しました。

次に、日程第3市教委第12号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」、事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の弘田です。

日程第3「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」でございます。内容は、この2月定例教育委員会において承認いただきました平成20年度の教育委員会の機構の変更に関します規定の整備でございます。

具体的には、新旧対照表の第3条をご覧くださいと思います。生涯学習課の管理係と公民館係を廃止いたしまして、スタッフ制とするものでございます。この内容は、この1月1日の春野町との合併に伴いまして、春野公民館、春野文化ホールに責任者を置くための措置でございます。スタッフ制を取ることに伴いまして、春野公民館と春野文化ホールを担当する担当係長を置くこととしております。

内容は以上でございます。

澤田委員長

この件に関して質疑等はありませんか。

特にご意見もないようですので、この件に関しての質疑は終了し、採決に移ります。

市教委第12号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よつて市教委第12号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」は、原案のとおり決しました。

日程第4市教委第13号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」、事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の弘田です。

14ページをお開きください。日程第4「高知市教育委員会公印規則の一部改正

について」でございます。内容につきましては、16 ページの一番下のところ、新旧対照表の高等学校長職務代理者印のところをご覧いただきたいと思います。内容的には、昨年6月27日に学校教育法の一部を改正する法律が公布され、この4月1日に施行されることとなりました。学校教育法の一部改正によりまして条項ずれが生じまして、この公印規則で引用しております条項を改正するものでございます。

ご覧いただければお分かりになりますが、学校教育法第37条第5項が改正後は第37条第6項ということになっておるとこの改正でございます。内容について変更があるわけではございません。

以上でございます。

澤田委員長

この件に関して質疑等はありませんか。

特にご意見もないようですので、この件に関して質疑を終了し採決に移ります。市教委第13号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第13号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」は、原案のとおり決しました。

日程第5市教委第14号「高知市運動場条例施行規則等の一部改正について」、事務局の説明をお願いします。

スポーツ振興課スポーツ振興担当係長

スポーツ振興課スポーツ振興担当係長の島津と申します。説明させていただきます。

高知市運動場条例、高知市東部運動場管理条例、高知市針木運動公園条例の使用料改定を行いまして、それに伴います申請書の書式の改正を行おうとするもので、内容につきましては、使用料に関しまして営業又は営利を目的に利用する場合に、通常使用料の3倍の使用料とする条例改正を行ったもので、それに伴う規則の改正です。

19ページをご覧ください。まず、高知運動場条例施行規則中の様式1号の申請者の欄に申請段階で営利又は非営利を記入してもらう項目を付け加えたものでございます。高知市東部運動場管理条例施行規則、高知市針木運動公園条例施行規則も同様でございまして、それぞれ22ページ、24ページに書式を載せてございます。

説明は以上でございます。

澤田委員長

この件に関して質疑等はありませんか。

溝渕委員

営利又は非営利かというのは、何か証明させるのですか。

スポーツ振興課スポーツ振興担当係長

例えば、スポーツ塾といいますか、お客さんから会費を取っているような団体がありますので、申請の段階で窓口において確認するという形になっています。

その内容の確認については、窓口で直接聴取して確認させていただくこととなります。特に、何か証明になる書類を出していただくというところまでは、今のところは考えておりません。

教育長

25 から 27 ページにある新旧対照表で、説明にあった営利又は非営利とありますが、営利でも徴収しないことはあるということですね。営利でも徴収しないというのはどういう場合ですか。

スポーツ振興課スポーツ振興担当係長

例えば、プロ野球の球団が主催する野球教室であるとかで、スポンサーが付いたときに、飲料会社が飲料を参加者に配ったりする場合があります。通常そういう場合は、営利、営業を目的とする場合に当たると思うのですが、そういう場合は条例の中で営利目的となりますが…。

教育長

途中で済みません。プロ野球がキャンプしたときに、子どもたちのために野球教室を開いても、これは営利目的にはならない。それに付随して飲料メーカーがその場で観客に売るといったときに、これを営利とする考え方がどうなのかと。プロ野球のあるチームが申請してきて、子どもたちのために野球教室をやりたいといった場合に、これは営利なのかどうなのかを判断する必要があると思います。当然付随して入ってくる飲料メーカーなどが、自分の利益を得るということであれば営利ということになるけれども、通常そういうのはあんまりないですわね。

よく球場に自動販売機を設置していますので、飲みたい人は買って飲むということですね。だからといってそれを営利と位置付けるのはおかしいと思います。だから、入場料等を徴収しない中に営利という——これは、今議会で私が説明して承認を得たわけですけど、ここは議会からは特に問題はないと。この徴収しない中に、営利目的なのに徴収しない場合があるのかどうか。ここの整理はどうなっていますか。

西山委員

営利で徴収しないケースは、冠スポンサーがつきまして、例えば大きな会社が費用負担して入場無料というケースが、非常にまれにはあると思います。これは、営利という形の扱いになると思います。結局、通常だと入場料が2、3千円かかるのが一般的なのに、それを無料にしていると。その企画そのものが何々会社提供何々コンサートというふうにやってしまうと営利になってしまうと思いますね。企業の宣伝効果があり、また企業のほうが演出家に対しての費用を払うわけですね。通常ですと、そういう費用は入場料に含まれているのですけれども。

教育長

27 ページの針木運動公園がどうなっているかという、ただ営利か非営利かを選ぶようになっています。同じ高知市教育委員会が作る様式が、運動施設によって異なっています。使用される方が、これまでの経験から異なっているとは思いますが。

けれど、今後様相が変わってくる可能性もありますので、この際、同じ運動施設であるなら同じにしてほしいと思いますが、営利、非営利のところ、針木運動場公園とほかが異なっているということについて、担当課はどうですか。

スポーツ振興課スポーツ振興担当係長

高知市運動場条例と東部運動場管理条例の中には、料金設定の中に入場料を徴収する、徴収しないというのがあります。入場料と申しますのは、一般の観客を想定して入場料を徴収する場合の料金設定表と、入場料を徴収しない場合の料金設定の2種類がございます。それがこの針木運動公園については、施設自体がテニスコート5つと小さなグラウンドが1つの、元は水道局が所管していた施設でして、条例の使用料設定の中に一般観客を対象にして入場料を取るという考え方はございません。料金は、テニスコートがいくら、グラウンドがいくらということしかございませんので、条例の料金設定が違う関係で入場料を徴収するかしないかという違いがあります。

教育長

これまで針木運動公園で営利目的というのはなかったけれども、今後もないということですか。

スポーツ振興課スポーツ振興担当係長

課内で検討した中では、針木にテニスコートがあるのですが、テニスコートで子どもさんを対象として月謝を取って教えているというのが以前にあったようです。テニスというのが、結構人気のあるスポーツでして、皆さんがやる場所を探されているということがあります。まあ、ないとは思いますが、営利を目的とする利用者が出た場合に備えて条例を改正しましたので、この施設のほうも営利、非営利のというのを設けたものです。

教育長

針木運動公園は、営利であっても入場料は取らないということですか。

スポーツ振興課スポーツ振興担当係長

はい。施設の造りが入場料を取れる施設ではありません。観客席ですとかがありませんので、当初の料金設定に入場料を取るような想定をしていません。

教育長

状況が変わってくれば、その時点で改めて検討をするということにするということですね。

総務課長

針木運動公園は、元々は水道局の一部です。公園のすぐそばには、水道局の管理棟があります。管理棟のすぐのところに駐車場があって、利用者はそこへ車を駐車して運動場を利用しています。施設の形態としては、浄水場の一部分を使っているということです。

これが、もし総合運動場ですとか、東部運動場ですとかのように入場料を取ることになったら、水道局本体の施設管理に支障が生じてくるような状況になるのではないかというふうに思われます。

教育長

そういう考え方であるならば、スポーツ教室やテニス教室などに貸さないというふうにいったほうがいように思います。

それで、前段の部分ですが、「徴収しない（営利 非営利）」の部分はいいですか。西山委員さんがおっしゃったことは納得できるけど、これまでそういったことは全くなかったということですね、現実的には。

澤田委員長

ほかにございませんか。

特にないようですのでこの件に関して質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第14号「高知市運動場条例施行規則等の一部改正について」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第14号「高知市運動場条例施行規則等の一部改正について」は、原案のとおり決しました。

次に日程第6市教委第15号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明をお願いします。

青少年課長

この改正点は2点ございまして、国の補助基準の改定によりまして、補助対象が251日以上ということになりますので、9日分の開設日を増やすこと。それから、もう1点は新設の児童クラブ設置が7か所出てまいりました。それと、子どもが減りました関係で廃止が2か所です。今現在51か所の児童クラブですので、56か所の開設をいたすものでございます。

33ページをお開きください。そこの第3条をご覧ください。今回の251日以上開設に伴いまして、4月8日から3月24日まで——これまでも春休み開設はしておりましたが、春休みは特別開設ということで希望者のみに開設いたしておりましたものを通年開設としております。ただ、春野地区については、合併の際に平成19年度と同様の内容でいくという合意ができておりますので、春野地区は対象としておりません。それから、第2項ですが、9日間の開設増のためには、7月と8月の土曜日を除けておりましたが、第3土曜日を開設することといたしまして、これにより9日間生み出したところでございます。次に第3項ですが、3月30日、31日は、従前は準備日ということで、いわゆる春休みの特別開設のあと、新年度用の作業がございまして、この2日間お休みしておりましたところ、今回通年開設ということになりましたので、準備日は休むということを明記したものでございます。

澤田委員長

この件に関して質疑等はありませんか。

溝渕委員

春野地区分を高知市と一緒にするときは、また変えなきゃいけないのですか。

青少年課長

春野地区につきましても250日開設を求めておまして、平成20年度は無理ですが、21年度には同じ状況で実施するというふうにしております。ただ、制度的に高知市が午後5時までのところ、春野地区では午後6時まで開設しております。経費面では、高知市が7,300円で、春野が5,000円でございますので、なかなか一緒にはしづらいということで、当分の間は1市2制度で移行するしかないという状況でございます。

澤田委員長

ほかにございませんか。

特にないようですのでこの件に関して質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第15号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第15号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決しました。

最後に、先般の2月定例会提出議案市教委第7号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について」、事務局から報告がございます。説明をお願いします。

総務課長

総務課長の弘田です。

先の2月定例教育委員会におきまして、この独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について、教育委員会規則として議決をいただきました。内容は39ページをご覧くださいと思います。

教育委員会の規則として幼稚園、小・中学校、高等学校のスポーツ振興センター共済掛金の金額を定めて徴収するというところで議決をいただいて、この4月1日の施行を予定しておりましたが、議決をいただいた後、市長部局のほうで同じ内容で保育所のほうでもこの掛け金を徴収するという——実際は徴収しておったようではありますが、規定がなかったということでこの際、両方合わせて規程の整備を行うこととなりました。このため、学事課の分と市長部局の保育課の両者を合わせた市規則として整備することとなりました。その内容が、40ページでございます。

例えば、第2条第1号で「保育所の児童1人につき240円」というふうに保育所の部分が規定されております。この規則を高知市長名で高知市の規則として制定するということとなりましたのでご報告させていただきます。併せて、このことについてご承認いただきたいと思っております。

以上でございます。

澤田委員長

この件に関して質疑等はありませんか。

溝渕委員

保育所と幼稚園の金額が違うのはなぜですか。預かっている時間が違うからですか。

学事課長補佐

スポーツ振興センター法の方で基本の額を定めておりまして、その額がやはり保育園のほうが高くなっております。それは、おっしゃるとおり保育時間の違いだと予想されます。

教育長

これは、市長部局からぜひ保育所も含めてほしいということで依頼があって、まあ構わないであろうということで了解したのですが、第1条の「市立保育所の児童」となっていますが、幼稚園は「市立学校の園児」となっていますが、この使い分けはこれでいいのですか。まあ、市長部局で確認されているとは思いますが、気になりますね。

総務課長

なお、確認はいたしますが、保育所のほうは基の法が児童福祉法にあると思いますので、そこから「児童」が出てきているかと思っております。確かに、乳幼児という捉え方もあるかとは思いますが、なお確認いたします。

教育長

ただ、こうやって並べたときには、片や児童福祉法、片や学校教育法でいいのかなと思っておりますね。

青少年課長 保育課にりましたが、やはり児童一人当たりという言い方をしていましたね。
児童という言葉を使っております。

溝渕委員 では、幼稚園は児童とは言わない、園児ですね。

青少年課長 厚生労働省と文部科学省の違いですね。

澤田委員長 ほかにございませんか。

ほかにご意見もないようですので、報告の内容を承認することとしてよろしい
でしょう。

委員一同 ————— 【異 議 な し】 —————

ご異議ないと認めます。よってさよう決しました。

以上で議事はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。